第２期

八女市子どもの貧困対策推進計画

概要版

令和４年３月
八　女　市

策定の趣旨

日本の将来を担う子どもたちは国の宝です。貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会の構築を目指す必要があります。

本計画は、令和６年度に見直し、策定される予定の「第３期八女市子ども・子育て支援事業計画」との統合を見据え、両計画の重複施策等を整理し、「第２期八女市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

計画の位置付け

本計画では、市の最上位計画である「第５次八女市総合計画」をはじめ、保健福祉分野における上位計画の「第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び子育て支援に関する「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画」等関連計画との整合性を図るとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し内容及び県の「第２期福岡県子どもの貧困対策推進計画」の趣旨を踏まえた子どもの貧困対策を推進します。

なお、本計画は「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画」を基盤としてその取り組みを定めるものであるため、両計画は密接な連携のもと実施されるものです。一般的な子育て支援施策は「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画」に定め、本計画では、子どもの貧困対策において、特に重点化する取り組みについて記載をすることに努めました。

計画の対象

本計画は、八女市に住むすべての乳幼児から若者とその保護者、そして子どもを取り巻く地域を対象とします。

計画期間

本計画は、令和４年度を初年度とする令和６年度までの３年間を計画期間とします。また、最終年度にあたる令和６年度に見直しを行い、「第３期八女市子ども・子育て支援事業計画」のうちの、次世代育成支援対策行動計画部分との整理・統合を目指します。

計画の基本理念

第２期八女市子ども・子育て支援事業計画は、本市のすべての子どもたちが心身ともに健やかに、心豊かに支えあいの心を持ち、安全に安心して暮らしながら、次の世代の大人に成長することを目指して、「心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり」を基本理念として計画を推進しています。

本計画は、八女市子ども・子育て支援事業計画と将来的に統合を目指していることから、両計画の基本理念は整合が図られている必要があります。

第１期計画で掲げた基本理念、「「やめっこ」みんなが夢を描き、実現できるまち」の趣旨を踏まえ、八女市子ども・子育て支援事業計画で掲げた基本理念に「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず」の文言を追加し、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり」を本計画の基本理念とします。

基本理念

生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず
心豊かに、共に支えあい、
子どもたちが夢と希望をもてる、
優しいまちづくり

計画の体系

基本理念

生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず
心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、
優しいまちづくり

基本施策

1 教育の支援

- 学力向上推進事業
- 家庭学習習慣化事業
- コミュニティスクール事業の強化
- 適応指導教室（あしたば）の充実
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ICT機器利用支援 新規

2 生活の安定に資するための支援

- 生活困窮者自立支援制度
- 保育園、認定こども園等への優先入所
- 地域学校協働活動事業
- こども食堂事業費補助事業
- フードバンク事業の充実
- 母子生活支援施設「ひまわり園」の運営
- 妊婦健診費助成事業
- 市営住宅への入居の充実
- ファイナンシャルプランナー納税相談事業
- 子供の居場所づくり 新規
- 産後ケア事業 新規
- 環境の多様性を認識した母子保健サービス実施 新規
- 就学前児童と保護者の生活習慣習得支援 新規
- ヤングケアラーへの支援 新規
- セルフネグレクトや声を上げにくい人への支援 新規

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭等高等技能職業訓練促進給付金等事業
- 就労支援機関との連携強化
- 雇用の維持確保支援及び再就職の支援 新規
- 就労準備段階の人への支援 新規

4 経済的支援

- 奨学金制度の充実
- 子ども医療対策事業
- ひとり親家庭等医療対策事業
- 入学祝金事業
- 要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業
- 若年世帯等家賃等支援補助事業
- 児童手当支給事業
- 児童扶養手当支給事業
- 特別児童扶養手当支給事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 育児支援こどものごはん提供事業 新規
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談事業 新規
- 生活困窮世帯の住宅入居の際の保証人制度の検討 新規
- 感染症拡大防止等の影響を受け、経済的に困窮する家庭への支援情報提供 新規

基本施策1　教育の支援

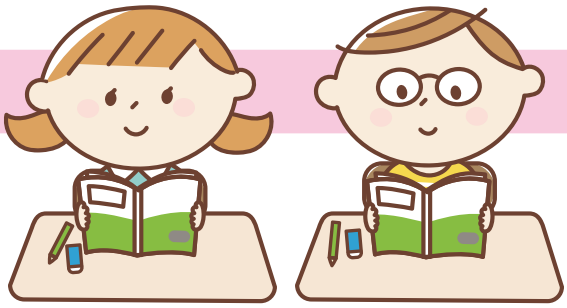

本市の調査によると、中学生の約３割は塾に通っていますが、経済的に困難を抱えている世帯ではその割合が低くなっています。相対的貧困世帯の子どもは平日の勉強時間も短い傾向にあり、成績に対する自己評価も低くなっています。調査結果からは、家庭の経済格差が学力格差を生んでいる様がみてとれます。

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供できるよう、教育に関する各種支援を充実するとともに、支援の存在を分かりやすく、ひろく伝える努力を継続していく必要があります。

主な事業

- 学力向上推進事業
- 家庭学習習慣化事業
- コミュニティスクール事業の強化
- 適応指導教室（あしたば）の充実
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ICT機器利用支援

基本施策2　生活の安定に資するための支援

私たちが暮らす地域には様々な地域課題があります。子どもの貧困の分野では、ヤングケアラー（家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子どものこと）の増加が問題となっていますが、この他にも、ダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）など、近年、複合的な課題を抱える世帯が増加しており、その世帯の子どもに大きな影響を及ぼしています。

新型コロナウイルスの影響により、家計が「非常に苦しくなった」「苦しくなった」と約３割（29.2%）の世帯が感じています。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響も含め、生活環境や家庭環境が悪化した子どもたちが、自身の考えや選択のもとで希望する就学や就労を果たすことができるよう、支援の充実を図る必要があります。

主な事業

- 生活困窮者自立支援制度
- 保育園、認定こども園等への優先入所
- 地域学校協働活動事業
- こども食堂事業費補助事業
- フードバンク事業の充実
- 母子生活支援施設「ひまわり園」の運営
- 妊婦健診費助成事業
- 市営住宅への入居の充実
- ファイナンシャルプランナー納税相談事業
- 子供の居場所づくり
- 産後ケア事業
- 環境の多様性を認識した母子保健サービス実施
- 就学前児童と保護者の生活習慣習得支援
- ヤングケアラーへの支援
- セルフネグレクトや声を上げにくい人への支援

基本施策3　保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

本市のひとり親世帯における等価可処分所得の平均は105.3万円となっており、国が定義する相対的貧困の境界である126.7万円を大幅に下回ります。この理由としては、ひとり親世帯の93.0%が母子世帯であることが挙げられます。

ふたり親世帯についても、低所得で生活が困難な状態にある世帯に対して、職業訓練による技能、知識の習得など、状況に応じたきめ細かい支援をしていくことが必要です。

保護者の就労機会を確保するだけではなく、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と両立しながら安心して子どもを育てることができるよう、また、家族がゆとりを持って接する時間が少しでも多く持てるよう、適正な労働環境の整備が求められます。

主な事業

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭等高等技能職業訓練促進給付金等事業
- 就労支援機関との連携強化
- 雇用の維持確保支援及び再就職の支援
- 就労準備段階の人への支援

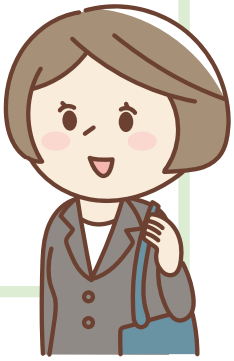

基本施策4　経済的支援

本市の調査では、厚生労働省が公表している算出方法に準じて相対的貧困世帯を定義し分析しました。その結果、調査に回答いただいた世帯のうち、相対的貧困世帯にあたる世帯の割合は20.4%となっています。

また、過去1年で公共料金の不払いを経験したひとり親世帯は、電気料金、水道料金で、ともに9.3%、ガス料金で11.6%となっており、ひとり親世帯全体の1割前後であることがわかります。

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により、子育て世帯の生活を下支えしていく必要があります。

主な事業

- 奨学金制度の充実
- 子ども医療対策事業
- ひとり親家庭等医療対策事業
- 入学祝金事業
- 要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業
- 若年世帯等家賃等支援補助事業
- 児童手当支給事業
- 児童扶養手当支給事業
- 特別児童扶養手当支給事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 育児支援こどものごはん提供事業
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談事業
- 生活困窮世帯の住宅入居の際の保証人制度の検討
- 感染症拡大防止等の影響を受け、経済的に困窮する家庭への支援情報提供

第２期

八女市子どもの貧困対策推進計画

概 要 版

令和４年３月

編集・発行　八　女　市

〒834－8585 福岡県八女市本町647番地
電話：0943-24-9342　ファックス：0943-25-7093